

全国大会等参加支援制度規則

2024年11月9日総会決定

- 1 目的：本会会員の研究活動を支援し、学会の活性化に資する。
- 2 対象：(1)全国大会で報告する学生会員の旅費（交通費および宿泊費）の補助。交通費は片道101km以上の公共交通機関（飛行機、鉄道、バス等）の実費とする。航空便はエコノミークラス、鉄道の場合は乗車券と特急券（普通席に限る）の利用とする。可能であれば学生割引を利用すること。
(2) 全国大会で報告する会員の託児費の補助。
- 3 補助額：学生会員の旅費補助は一人あたり3万円を上限とした実費。託児費補助は子ども一人あたり1万円を上限とした実費（募集は若干名。応募者が多数の場合は減額することがある）
- 4 申請資格：本会の会員で、当該年度までの会費を納入済みであること。
- 5 申請締切：全国大会開催の1か月前までに事務局に申請すること。
- 6 申請時の提出書類：所定の申請書（氏名、所属、住所、報告の題目と要旨、費用概算などを記入）。
- 7 補助金を受領するための支出証拠書類：認定された旅費あるいは託児費の領収書原本（コピー不可）。航空券の場合は使用済み半券もしくは搭乗証明書を添付すること。
- 8 申請の認定：メール理事会にて決定し、本人に連絡する。応募者が多数の場合は、この支援制度の利用回数が少ない会員の申請を優先的に扱うことがある。
- 9 報告義務：本補助金を受けた会員は、学会での報告後、支出証拠書類とともに報告書（書式自由 A4 一枚程度）を事務局に提出しなければならない。
- 10 全国大会以外に当学会が主催・共催し理事会が認めたイベント等で報告する会員もこの支援制度の対象にすることができる。